

大阪市立学校首席、指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭
並びに大阪市立幼稚園主任の職務等に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1 この要綱は、大阪市立学校管理規則第8条の4第4項、第8条の5第4項及び8条の13第4項の規定に基づき、首席、指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭並びに幼稚園主任の職務等に関して必要な事項を定めるものとする。

第2章 首席

(首席設置の趣旨)

第2 学校が自主的、自律的に運営されるためには、校長が中長期的な経営ビジョンを示し、リーダーシップを発揮していくことに加え、様々な課題に対し、学校自らが判断し、適切かつ迅速に対処できる組織的で機動的な学校運営体制の構築が必要である。このため、学校運営組織において、教頭と教職員の間には校務の要となる職として、首席を設置し、学校運営体制・機能の充実を図る。

(首席の職務)

第3 首席は、校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務について教職員のリーダーとして組織を円滑に機能させるとともに、その校務を着実に遂行していく上で、他の教職員に対して、必要な指導・総括にあたる。

2 首席は前項の職務を遂行するため、学校運営において次に掲げる職責（機能）を担う。

① 意思決定支援

学校の意思決定を迅速化するため、教職員の意見のとりまとめ、及び教職員に対する校長の学校運営方針の具体化

② 校務等の調整

各々の分掌等における横断的・総合的な調整

③ 相談支援・人材育成

教職員が抱える仕事上の問題点や悩みを把握したうえでの適切な指導・助言

④ 渉外・広報

地域の窓口として、学校の教育活動、地域活動等の情報提供・説明

3 職務の具体的な内容は、各学校の実情に応じ、校長が決定する。

4 首席は、部主事を兼ねることができる。

(首席の選考及び任命)

第4 首席は、指導教諭、主務教諭、教諭、指導養護教諭、主務養護教諭、養護教諭、指導栄養教諭、主務栄養教諭及び栄養教諭である者及び大阪市教育委員会事務局又は教育委員会が所管する学校以外の教育機関の指導主事の職にある者（教育職給料表(1)2級又は特2級在級である者に限る）のうちから、教育委員会が命ずる。また、選考は教育委員会が

行う。

(首席の配置先及び配置数)

第5 課題等の実情に応じて、小学校、中学校及び義務教育学校に配置する。

第3章 指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭

(指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭設置の趣旨)

第6 教員には、学習指導をはじめ、生徒指導など幼児・児童・生徒を指導していく専門職としての高い能力が求められている。

このため、学校園において、指導力に卓越した指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭を設置することで、教員相互間での指導・助言を活性化し、教員の指導力の向上を図る。

(指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭の職務)

第7 指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭は、学校園に配置され、教育長及び校園長の命を受け、専門的な知識や経験を活用し、次に掲げる職務(機能)を担う。

① 教員の育成

指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭の勤務校園及び地域の学校園の教員に対する授業改善等の指導

② 研究・研修支援

市教育センターなどへの研究・研修の支援

③ 地域連携

指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭の勤務校園及び地域の学校園や関係団体などへの情報提供及び保護者に対する相談活動

2 職務の具体的な内容は、各学校園・地域の実情に応じ、校園長が決定する。

(指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭の選考及び任命)

第8 指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭は、それぞれ首席、主務教諭、教諭、主務養護教諭、養護教諭、主務栄養教諭及び栄養教諭である者及び大阪府教育委員会事務局又は教育委員会が所管する学校以外の教育機関の指導主事の職にある者(教育職給料表(1)2級又は特2級在級である者に限る)のうちから、教育委員会が命ずる。選考は教育委員会が行う。

(指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭の配置先及び配置数)

第9 各校種ごとに、地域バランスに配慮しつつ、教科や分野ごとに配置する。

第4章 幼稚園主任

(幼稚園主任設置の趣旨)

第10 幼稚園が自主的、自律的に運営されるためには、園長が中長期的な経営ビジョンを示し、リーダーシップを発揮していくことに加え、様々な課題に対し、園自らが判断し、適切かつ迅速に対処できる組織的で機動的な幼稚園運営体制の構築が必要である。このため、幼稚園運営組織において、園長と教職員の間に校務の要となる職として、主任を設置し、幼稚園運営体制・機能の充実を図る。

(幼稚園主任の職務)

第11 主任は、園長の幼稚園運営を助け、その命を受け、一定の園務について教職員のリ

ーダーとして組織を円滑に機能させるとともに、その園務を着実に遂行していく上で、他の教職員に対して、必要な指導・総括にあたる。

2 主任は前項の職務を遂行するため、幼稚園運営において次に掲げる職責（機能）を担う。

① 意思決定支援

園の意思決定を迅速化するため、教職員の意見のとりまとめ、及び教職員に対する園長の幼稚園運営方針の具体化

② 園務等の調整

各々の分掌等における横断的・総合的な調整

③ 相談支援・人材育成

教職員が抱える仕事上の問題点や悩みを把握したうえでの適切な指導・助言

④ 渉外・広報

地域の窓口として、園の教育活動、地域活動等の情報提供・説明

3 職務の具体的な内容は、各幼稚園の実情に応じ、園長が決定する。

（主任の選考及び任命）

第 12 主任は、幼稚園の教諭のうちから教育委員会が命ずる。また、選考は教育委員会が行う。

（主任の配置先及び配置数）

第 13 原則 1 園に 1 名配置とする。その他課題等の実情に応じて配置する。

附 則

この要綱は大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則（平成 18 年 10 月 13 日公布）の公布の日から施行する。

附 則

この要綱は大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則（平成 20 年 4 月 30 日公布）の公布の日から施行する。

附 則

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年 9 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 4 年 9 月 1 日から施行する。